

## 石川県医療機関等省エネ投資支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等が続く中、医療機関等がエネルギーコストの削減を促進することにより、光熱費等の高騰による負担軽減を図るため、医療機関等が実施する省エネルギー効果の高い設備の更新及び新設並びに再生可能エネルギー設備の新設（以下「省エネ設備の更新等」という。）に要する経費に対し、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。
- (2) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電システム等）をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。
- (4) 太陽熱利用システム 太陽集熱器及び太陽集熱器により収集した熱から温水、温風を製造し供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内に所在する別表1に掲げる開設者（ただし、地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）および地方独立行政法人を除く。）であって、第4条第1項に定める事業を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 石川県暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないとする者

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は省エネ設備の更新等を行う事業に係るもので、次の各号に掲げる設備のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表2に掲げるもの
- (2) その他、第1条の趣旨に適うものとして知事が特に認めるもの

2 補助事業は、開設の届出をしている施設ごとに実施するものとする。

(補助対象経費)

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。

- (1) 設備費（設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要経費をいう。）
- (2) 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事および設計に必要な経費をいう。）
- (3) 処分費（設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 過剰であるとみなされるものまたは予備もしくは将来に使用するものに要する経費
- (2) 中古品やリース品による整備費用
- (3) 諸経費（申請書類の作成費用等）
- (4) 消費税および地方消費税
- (5) 第8条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費
- (6) 上記のほか、補助対象とならない経費等として別に定めるもの

(補助金交付額の算定方法)

第6条 補助金交付額は、補助対象経費に別表1の第2欄に掲げる補助率を乗じた額と第3欄に掲げる補助上限額（令和4年度に石川県医療機関等省エネ投資緊急支援事業費補助金の助成を受けている場合は、補助上限額から令和4年度の助成額を差し引いた額）とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助対象経費が第4欄に掲げる申請下限額に満たない場合は、補助対象外とする。

2 前項の規定において、補助対象経費にはその消費税及び地方消費税は含めない。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類等を添付し、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項による補助金の交付の決定は、原則として申請書を受理した日の順に行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分または補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。

ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの

イ 補助対象経費が20パーセント以上変更しないもの

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認または指示を受けること。

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款および経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(4) 補助対象経費に関して国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令の規定を遵守すること。

(6) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(内容の変更等)

第10条 第9条第1号の規定による承認の申請または同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分または補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書（様式第2号）

(2) 補助事業を中止しまたは廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第12条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、事業計画遅延等報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略するこ

とができる。

(繰越承認申請)

第14条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第7号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第15条 知事は、必要に応じて状況報告書（様式第8号）等により補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、または調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して報告、立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または交付決定日の属する年度の2月末日（第14条第1項の承認を受けた場合は、別途、知事が指定する日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に、別に定める関係書類等を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たっては、補助対象経費に係る消費税および地方消費税を除いて精算額を算出するものとする。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた補助金事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 第21条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供した場合

(4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容およびこれに附した条件

に違反した場合、または知事の指示に従わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消または変更を行った場合において、既に当該取消または変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した、取得価格または効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品およびその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第11号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項の処分制限期間は、事業完了後10年（法定耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）とする。
- 3 知事は、第1項に規定する財産を補助事業者が知事の承認を受けて処分する場合には、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付け会発第0417001号厚生労働省大臣官房会計課長通知）第4の規定の例により算定した額を補助事業者に納付させることができる。

(帳簿の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

別表1（第3条、第6条関係）

1 補助対象者	2 補助率	3 補助上限額	4 申請下限額
病院 （保険医療機関に限る。）	1/2	200 万円＋（許可病 床数-20）×3 万円 ただし、600 万円を 上限とする。	60 万円
有床診療所 （保険医療機関に限る。）	1/2	100 万円	40 万円
無床診療所、歯科診療所 （保険医療機関に限る。）	1/2	50 万円	20 万円
施術所 ※1 ※2 （あん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゅう師等に関する法律又は 柔道整復師法の規定に基づき開設 している施術所）	1/2	50 万円	20 万円
助産所 （医療法の規定に基づき開設して いる助産所）	1/2	50 万円	20 万円

※1 同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合、申請はいずれか一方に限る。

※2 受領委任取扱い施術所の指定を受けている施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行う施設に限る。

別表2（第4条関係）

設備区分		対象区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する基準等
省エネ設備	空調・換気設備	更新	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用および冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つまたは二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものおよび水冷式のものうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			一般用エアコン	JIS C 9612（ルームエアコンディショナ）	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、ならびに空気の循環および除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、または圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※
			換気装置（熱交換型）	JIS B 8628（全熱交換器） JIS B 8639（全熱交換器-風量，有効換気量，及び熱交	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿または除湿部を除いた、給気および排気の間で空気中の熱および水分の交換を行う、空気対空気の熱	熱交換率（全熱交換効率）60%以上

				換効率の測定方法)	交換器を備えたもの。	
			温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A 4003 (温風暖房機) JIS B 8416 (業務用油だき可搬形ヒータ)	(温風暖房機) 主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガスまたは液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力 18.6kW 以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒータ) 灯油、軽油または重油を燃料とし、燃料消費量が 0.7kg/h 以上 9kg/h 以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついて移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。	最大効率 [熱出力または有効発熱量 (kW) / 燃料消費量 (kW 換算)] 85%以上
照明設備	更新	業務用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106 (施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具) JIS C 8105-3 (照明器具-第 3 部: 性能要求事項通則)	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流 300V 以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続する LED 光源を主光源とする照明器具およびライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用の LED 光源を主光源とした照明器具 (一般用照明器具、移動灯器具、道路および街路照明器具・投光器、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く。)	省エネ基準達成率 100%以上※	
		一般用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115 (家庭用 LED 照明器具・家庭用蛍光灯器具) JIS C 8105-3 (照明器具-第 3 部: 性能要求事項通則)	主として家庭で用いる入力電圧が交流 100V の電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できる LED 光源を主光源とする照明器具 (防水照明器具、移動灯器具、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く。)	省エネ基準達成率 100%以上※	
		非常時用照明器具 (非常灯・誘導灯)	JIL 5501 (非常用照明器具技術基準)	(非常灯) 火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具	更新前と比較して定格消費電力 (W) の改善が見込まれるこ	

			(LED光源を使用するもののみ対象)	JIL 5502 (誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準)	(誘導灯) 常用点灯モードの間および火災などの災害発生による停電の際に避難口またはそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令 (建築基準法・消防法等) に適合するものに限る。	と
冷蔵・冷凍設備	更新	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630 (業務用の電気冷蔵庫および電気冷凍庫—特性および試験方法) JIS C 9801-3 (家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法—第3部:消費電力量及び内容積の算出)	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積 2,000L 以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫および電気冷凍庫 (電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く。)	省エネ基準達成率 100%以上※	
		一般用冷凍・冷蔵庫	JIS C 9607 (電気冷蔵庫および電気冷凍庫)	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積 800L 以下の家庭用電気冷蔵庫および定格内容積 600L 以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100%以上※	
		冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-2 (冷凍・冷蔵ショーケース—第2部:分流通、構造、特性及び試験条件)	食品の販売及び陳列のための冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-2に規定する冷凍・冷蔵ショーケース以上の性能を有し、かつ、更新前と比較して消費電力の改善が見込まれること。	

エネルギー管理設備	新設 (増設を含む)	エネルギーマネジメントシステム		見える化機能の実現およびエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量の統一単位(原油換算 kL)での閲覧、運用改善に資するデータの表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等の取得・保存を行えるもの。	原油換算省エネルギー量(kL)3%以上削減(新設の建屋に導入する場合は、一般的な標準値と比較)
		凍結防止ヒータ用節電器		給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒータの消費電力を低減させるため、ヒータと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒータ温度を一定に制御するもの。	消費電力量(kWh)50%以上削減
	恒温設備	更新	チラー(冷却水循環装置)	JIS B 8613 (ウォータチリングユニット)、空気調和用に供するもの以外の水またはブラインを用いるチリングユニット	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却または加熱を行うウォータチリングユニット、水またはブライン(不凍液)を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。
		一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220(家庭用ヒートポンプ給湯機) JRA 4060(業務用ヒートポンプ給湯機)	(家庭用ヒートポンプ給湯機) 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )またはハイドロフルオロカーボン(HFC)を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成するもの。 (業務用ヒートポンプ給湯機)	省エネ基準達成率100%以上※

					業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )またはハイドロフルオロカーボン(HFC)を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	
			高性能ボイラ	JIS B 8201 (陸用鋼製ボイラー構造) JIS B 8203 (鋳鉄ボイラー構造) JIS B 8222 (陸用ボイラー熱勘定方式) JIS B 8417 (真空式温水発生機) JIS B 8418 (無圧式温水発生機)	(陸用ボイラ) 陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラおよび温水ボイラ(陸用ボイラ)ならびに附属設備および附属品(車両用および移動式のもの、電気ボイラおよび油だき温水ボイラ等を除く。)であって、火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気または温水を発生させるもの。 (真空式温水発生機・無圧式温水発生機) 灯油・A重油・都市ガスまたは液化石油ガスを燃料とし、定格出力が46.5kW以上のもので、主として、給湯、暖房および循環加温などに用いる真空式温水発生機または無圧式温水発生機。	ボイラ効率90%以上
			潜熱回収型ガス給湯器	日本ガス石油機器工業会自主基準 ガ石003 (潜熱回収型給湯機の定義) JIS S 2075 (家庭用ガス・石油温水機器のモード効率測定法)	燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有するガス給湯機。	急騰暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。

			<p>潜熱回収型石油給湯器</p> <p>日本ガス石油機器工業会自主基準 ガ石003 (潜熱回収型給湯機の定義)</p> <p>JIS S 2075 (家庭用ガス・石油温水機器のモード効率測定法)</p>	<p>燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する石油給湯機。</p>	<p>油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。</p>
			<p>電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器</p> <p>JGKAS A705 (電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) の年間給湯効率測定方法)</p>	<p>ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたもの。</p>	<p>熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率が102%以上であること。</p>
	熱電併給設備	更新	<p>高効率コージェネレーション</p> <p>JIS B 8123 (コージェネレーションシステム用語) で定めるコージェネレーションシステム</p>	<p>単一または複数のエネルギー資源から、電力 (または動力) および有効な熱を同時に発生させ、供給および利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット (原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置)、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。</p>	<p>総合効率 75%以上または発電効率 30%以上</p>
	電気制御設備	更新	<p>変圧器</p> <p>JIS C 4304 (配電用 6 kV 油入変圧</p>	<p>(配電用 6 kV 油入変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対</p>	<p>省エネ基準達成率 100%以上※</p>

				器) JIS C 4306 (配電用 6 kV モールド変圧器)	応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相 10kVA 以上 500kVA 以下および三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz または 60Hz のもの。 (配電用 6 kV モールド変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの (単相 10kVA 以上 500kVA 以下および三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz または 60Hz) 。	
			産業用モータ	JIS C 4034 (回転電気機械) で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機および圧縮機。	省エネ基準達成率 100%以上※
	窓	更新	複層ガラス、真空ガラスおよびサッシ	JIS R 3209 (複層ガラス) JIS R 3225 (真空ガラス) JIS A 4706 (サッシ)	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製またはアルミ樹脂複合製のサッシ (天窗は除く。) であり、複層ガラス (ガラスが 2 枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。) または真空ガラスを有するもの。 建築物の窓として使用する複層ガラス単体	更新前と比較して熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K) の改善が見込まれること

					(ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。) または真空ガラス単体を含む。	
	断熱材	更新	断熱材 (外気に接する天井、外壁、床のみ対象)	JIS A 9521 (建築用断熱材) JIS A 9523 (吹込み用繊維質断熱材) JIS A 9526 (建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム) JIS A 1480 (建築用断熱・保温材料及び製品- 熱性能宣言値及び設計値決定の手順)	建築物において使用する断熱材または断熱施工に用いる吹込み用繊維質断熱材もしくは吹付け硬質ウレタンフォーム。	更新前と比較して熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K) の改善が見込まれること
再エネ設備		新設 (増設を含む)	太陽光発電システム (自社の既存建物等への設置かつ、売電を目的としないもののみ対象)		(独立形太陽光発電システム) 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置 (太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。 (系統連系形太陽光発電システム) 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置 (太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。	太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力が1kW以上50kW未満に限る。なお、過積載率 (太陽光パネルの最大出力の合計値÷パワーコンディショナの定格出力の合計値×100) は100%以上とすること。(10kW未満の場合を除く。)

		木質バイオマスエネルギー利用設備		木質バイオマス（木質チップ、木質ペレット、薪等）を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備。なお、燃料とする木質バイオマスについては、石川県内で生産されたものの使用に努めること。	
	新設 （増設を含む） 更新	太陽熱利用システム（自社の既存建物等への設置のみ対象）	JIS A 4111（太陽温水器）	自然循環形太陽熱温水器。	<p>【新設・増設の場合】</p> <p>JIS A 4111に規定する太陽熱温水器の性能と同等以上の性能を有すること。</p> <p>【更新の場合】</p> <p>上記に加え、従前の設備を上回る集熱効率あるいは熱変換効率を有すること。</p>
			<p>JIS A 4112（太陽集熱器）</p> <p>JIS A 4113（太陽蓄熱槽）</p>	集熱媒体を強制循環する平板形，真空ガラス管形などの非追尾式の太陽集熱器及び太陽光発電機能付き集熱器（蓄熱槽を含む）。	<p>【新設・増設の場合】</p> <p>JIS A 4112に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113の太陽蓄熱槽の性能と同等以上の性能を有する</p>

					<p>こと)。</p> <p><b>【更新の場合】</b></p> <p>上記に加え、従前の設備を上回る集熱効率あるいは熱変換効率を有すること。</p>
--	--	--	--	--	--

※ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく省エネ基準（トップランナー基準）がない場合は、エネルギーコスト削減効果（通年エネルギー消費効率：A P F、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。